

# **堺市バリアフリー基本構想（改定版）**

## **【堺駅・堺東駅周辺地区版】**

**令和 5（2023）年 6 月**

**堺市**



# 堺市バリアフリー基本構想（改定版）

## 【堺駅・堺東駅周辺地区版】

### 目次

<b>I.整備対象地区の設定</b> .....	1
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定.....	1
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定.....	1
3.重点整備地区の設定.....	5
4.重点整備地区における要件整理.....	7
<b>II.地区の特性、バリアフリー化の主な課題</b> .....	8
1.地区の特性.....	8
2.地区の課題.....	8
<b>III.整備項目、整備目標時期及び整備主体</b> .....	9
（参考）まちあるき点検調査の概要.....	14



# I.整備対象地区の設定

## 1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していることなどをふまえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区（17 駅 14 地区）のうち、本市の中心的な拠点が含まれる「堺駅・堺東駅周辺地区」について、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

## 2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

### (1) 生活関連施設の選定

「堺駅・堺東駅周辺地区」内やその周辺においては、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設となる南海電鉄堺駅、堺東駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公共施設や病院、商業施設等が多数所在していますが、なかでも公共性の高い施設、施設規模が概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上となる建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、以下の表では、「堺市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区図内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【堺駅・堺東駅周辺地区における生活関連施設】

分類	施設名	新規/継続区分
官公庁等	堺市役所	継続
	堺市堺区役所	継続
	堺郵便局	継続
	大阪府堺警察署	継続
	堺市消防局 堺消防署	継続
	裁判所（堺簡易裁判所、大阪家庭裁判所 堺支部、大阪地方裁判所 堺支部）	継続
	コクリコさかい（堺市立男女共同参画センター）	継続
	堺地方合同庁舎（堺税務署、大阪法務局 堺支局）	継続
	大阪府泉北府税事務所	継続

分類	施設名	新規/継続区分
教育・文化施設	堺市社会福祉協議会（社会福祉法人）堺市総合福祉会館	継続
	フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）	新規
	堺市立英彰小学校	継続
	堺市立市小学校	継続
	堺市立少林寺小学校	継続
	堺市立熊野小学校	継続
	堺市立安井小学校	継続
	堺市立榎小学校	継続
	堺市立月州中学校	継続
	堺市立殿馬場中学校（夜間学級含む）	継続
	大阪府立泉陽高等学校	継続
	大阪府立三国丘高等学校	継続
	シマノ自転車博物館	新規
	さかい利晶の杜（千利休茶の湯館、与謝野晶子記念館）	新規
保健・医療・福祉施設	阪堺病院	継続
	清恵会病院	新規
	三国丘病院	継続
商業施設	プラットプラット	継続
	ライフ堺駅前店	新規
	ジョルノ	新規
	高島屋 堺店	継続
	コノミヤ 堺東店	新規
宿泊施設	ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺	新規
	アパホテル（堺駅前）	新規
	コンフォートホテル 堺	新規
	ホテルサンプラザ堺本館	新規
	ホテルサンプラザ堺アネックス	新規
	ビジネスホテル ニュー大浜	新規
	ホテルアストンプラザ大阪堺	新規
	ダイワロイネットホテル 堺東	新規
	AB ホテル堺東	新規
	大阪ベイプラザホテル	新規
	ホテルリバティプラザ	新規

	東横 INN 堺東駅	新規
分類	施設名	新規/継続区分
公園・運動施設	大浜だいしんアリーナ・だいしん大浜武道館 (大浜体育館・大浜武道館)	継続
	三宝公園	継続
	大浜公園	継続
	戎公園 (ザビエル公園)	継続
その他の施設 (路外駐車場)	タイムズ ABC 翁橋	新規
鉄道駅	堺駅	継続
	堺東駅	継続

## (2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「堺駅・堺東駅周辺地区」においては、平成 13 (2001) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等をふまえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路において設定するものとし、自動車交通の速度抑制策の実施などの安全対策中心に実施する経路とします。

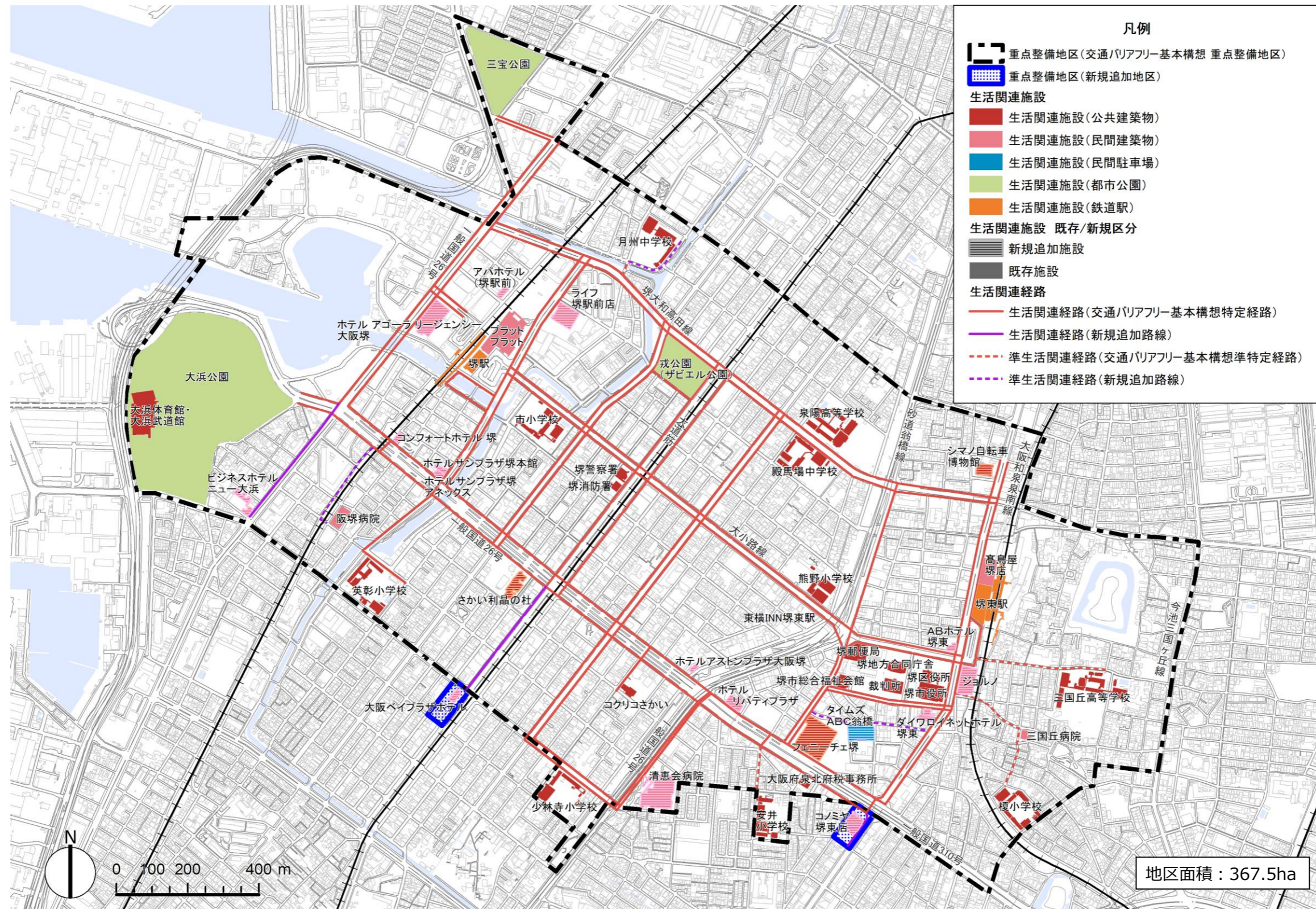




### 3.重点整備地区の設定

「堺駅・堺東駅周辺地区」における重点整備地区は、平成13（2001）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地をふまえ、一部地域を新たに編入します。  
 「堺駅・堺東駅周辺地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は以下のとおりです。

【堺駅・堺東駅周辺重点整備地区】



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R4JHs573





## 4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

### 【堺駅・堺東駅周辺地区】

要件	地区の状況
配置要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・堺駅周辺にはプラットプラットなどの商業施設のほか、シティホテルや学校などが、堺東駅周辺には商業施設や官公庁施設が多く立地しています。</li><li>・堺駅から堺東駅間は直線距離で約 1.6km であり、その間にも学校、警察署、シティホテルなどをはじめとする生活関連施設が立地しており、徒歩による移動が見込まれます。</li></ul>
課題要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路など、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。</li><li>・また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するため、既存設備の改善や、より一層のソフト事業推進が求められます。</li></ul>
効果要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・両駅の周辺を中心に多様な都市機能が集積する堺市の中心的な拠点であり、一体的に地区のバリアフリー整備を進めていくことが、都市機能の増進につながると考えられます。</li></ul>

## Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

---

### 1.地区の特性

---

本地区は、南海高野線堺東駅周辺から南海本線堺駅周辺に至るエリアで、両駅の周辺を中心に多様な都市機能が集積する堺市の中心的な拠点です。

堺東駅周辺は、百貨店や商店街等の商業機能や各種業務機能が集積しているほか、昭和 19（1944）年の市役所の移転後、その周辺にさまざまな官公庁施設が立地し行政ゾーンを形成しています。堺駅周辺は、堺駅西口再開発事業に伴い、駅前広場やシティホテル、業務ビルなどが整備されてきており、両駅を中心に堺市及び周辺地域における行政サービス、商業・業務機能の拠点を形成しています。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、公共施設や宿泊施設、大規模小売店舗等があります。

本地区では平成 13（2001）年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「堺駅・堺東駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路などのバリアフリー化が図られてきました。

### 2.地区の課題

---

交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路など、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、本基本構想で新たに生活関連経路に指定された道路では、点字ブロック敷設等の整備がされていない箇所もあり、今後整備が望まれます。

生活関連施設については、築後相当年数を経過しておりバリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーについては、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内での一体的な心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するため、既存設備の改善や、より一層のソフト事業推進が求められます。

### Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本ページ以降に示します。

#### (1) 鉄道駅舎等

##### ■ 南海本線 堺駅

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
垂直移動施設の整備					
西口スロープの改良	継続				● (施)
誘導案内情報施設の整備					
駅全体の案内サイン等の改善	継続	●			
駅全体の誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	●			
設備・施設の改良					
トイレの音声案内の設置	継続	●			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修などの開催	継続	●			
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	●			
多様な手段による情報提供の整備	継続	●			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	●			

※「継続」：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業

< 凡 例 >	
<b>整備主体</b> ● ： 主な整備主体 (●) ： 連携が必要となる主な事業者	<b>その他事業者</b> (施) ： 施設管理者 (公) ： 公益事業者

■ 南海高野線 堺東駅

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
駅全体の案内サイン等の改善	継続	●			● (施)
駅全体の誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	●			
設備・施設の改良					
トイレの音声案内の設置	継続	●			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修などの開催	継続	●			
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	●			
多様な手段による情報提供の整備	継続	●			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	●			

※「継続」：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業

< 凡 例 >	
整備主体 ● ： 主な整備主体 (●) ： 連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) ： 施設管理者 (公) ： 公益事業者

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設については、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めていくことが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備や、ソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の継続的な改善	継続				● (施)
施設全体の案内サイン等の継続的な改善	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修などの開催	継続				● (施)
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないことなどへの取組や啓発	継続				● (施)
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続				● (施)
多様な手段による情報提供の整備	継続				● (施)
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続				● (施)

※継続：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業

< 凡 例 >	
整備主体 ● ： 主な整備主体 (●) ： 連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) ： 施設管理者 (公) ： 公益事業者

### (3) 道路等

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設道路の改良					
既設道路の段差や舗装面等の改善	継続		●		
誘導・警告ブロックの敷設・改良					
-	継続		●		
既設歩道等の改良（有効幅員の確保）					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続		●		(●) (公)
準生活関連経路における対策の検討					
-	継続		●		

※継続：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業

### (4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設信号の改良					
主要信号交差点における音響・音声信号化または改良検討	継続			●	
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続		●	●	

※継続：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業

#### < 凡 例 >

##### 整備主体

●：主な整備主体

(●)：連携が必要となる主な事業者

##### その他事業者

(施)：施設管理者

(公)：公益事業者





(5) 公園

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設園路の改良					
既設園路の段差や舗装面等の改善	継続				● (施)
設備・施設の改良					
階段や傾斜路への手すりの設置検討 (戎公園、大浜公園)	継続				● (施)
多機能トイレへのオストメイト対応設備 の設置検討 (大浜公園)	継続				● (施)

※継続：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業

< 凡 例 >	
整備主体 ● ：主な整備主体 (●) ：連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) ：施設管理者 (公) ：公益事業者

## (参考) まちあるき点検調査の概要

実施日	令和4(2022)年9月28日(水) 9:15~12:00 ・まちあるき点検調査 ・意見交換会	令和4(2022)年9月30日(金) 9:15~12:00 ・まちあるき点検調査 ・意見交換会																																								
対象施設	堺駅 堺狭山線(新規生活関連経路)	堺東駅 深井畑山宿院線(新規生活関連経路)																																								
参加者	<table border="0"> <tr><td>身体障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>視覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>聴覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>知的障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>公共交通事業者</td><td>3名</td></tr> <tr><td>バリアフリー化検討委員会委員</td><td>1名</td></tr> <tr><td>介助者</td><td>4名</td></tr> <tr><td>市関係者</td><td>8名</td></tr> <tr><td>計</td><td>24名</td></tr> </table>	身体障害者団体代表者	2名	視覚障害者団体代表者	2名	聴覚障害者団体代表者	2名	知的障害者団体代表者	2名	公共交通事業者	3名	バリアフリー化検討委員会委員	1名	介助者	4名	市関係者	8名	計	24名	<table border="0"> <tr><td>身体障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>視覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>聴覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>知的障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>女性団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>高齢者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>公共交通事業者</td><td>3名</td></tr> <tr><td>バリアフリー化検討委員会委員</td><td>1名</td></tr> <tr><td>介助者</td><td>4名</td></tr> <tr><td>市関係者</td><td>7名</td></tr> <tr><td>計</td><td>27名</td></tr> </table>	身体障害者団体代表者	2名	視覚障害者団体代表者	2名	聴覚障害者団体代表者	2名	知的障害者団体代表者	2名	女性団体代表者	2名	高齢者団体代表者	2名	公共交通事業者	3名	バリアフリー化検討委員会委員	1名	介助者	4名	市関係者	7名	計	27名
身体障害者団体代表者	2名																																									
視覚障害者団体代表者	2名																																									
聴覚障害者団体代表者	2名																																									
知的障害者団体代表者	2名																																									
公共交通事業者	3名																																									
バリアフリー化検討委員会委員	1名																																									
介助者	4名																																									
市関係者	8名																																									
計	24名																																									
身体障害者団体代表者	2名																																									
視覚障害者団体代表者	2名																																									
聴覚障害者団体代表者	2名																																									
知的障害者団体代表者	2名																																									
女性団体代表者	2名																																									
高齢者団体代表者	2名																																									
公共交通事業者	3名																																									
バリアフリー化検討委員会委員	1名																																									
介助者	4名																																									
市関係者	7名																																									
計	27名																																									
写真																																										

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【堺駅・堺東駅周辺地区版】

令和5（2023）年6月発行

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階

電話番号：072-228-0375 ファックス：072-228-7853

ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1-F1-23-0117